

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

**規則**

- 福島県鉄道施設条例施行規則 一
- 福島県鉄道施設条例の施行期日を定める規則 七
- 訓令**
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 七
- 福島県人事委員会**
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 七
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 七

## 規則

福島県鉄道施設条例施行規則及び福島県鉄道施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第四十一号

#### 福島県鉄道施設条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、福島県鉄道施設条例（令和四年福島県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**第二条** 条例第三条第一項の使用者（以下単に「使用者」という。）は、同項の使用の許可を受けようとするときは、使用許可申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の許可をしたときは、使用許可通知書（様式第二号）により使用者に通知するものとする。

(使用料の算定)

**第三条** 知事は、運行実績（第五条の規定により報告された運行実績をいう。）に基づき、年度ごとに使用料（条例第四条第一項に定める使用料をいう。以下同じ。）を算定するものとする。

2 知事は、前項の規定により使用料を定めたときは、使用料決定通知書（様式第三号）により使用者に通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定により算定した使用料について、同一年度中に使用者から申し出があり、これに相当の理由があると認めるときは、当該使用料を改めて算定することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により使用料を改めて算定した場合に準用する。

(使用料の減免の手続)

**第四条** 条例第四条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除（以下「減免」という。）は、鉄道施設等に係る使用者の支出として知事が相当と認めた額（前条の規定により算定した使用料を含む。次項において単に「支出額」という。）が、鉄道施設等に係る使用者の収入として知事が相当と認めた額（次項において単に「収入額」という。）を超えた場合に限り行うことができる。

2 使用料の減免は、使用料の額又は支出額と収入額の差額のいずれか少ない額を上限とする。

3 使用者は、使用料の減免を受けようとするときは、年度ごとに使用料減免申請書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による減免申請があったときは、当該減免の可否を決定し、使用料減免決定通知書（様式第五号）により使用者に通知するものとする。

(報告)

**第五条** 使用者は、鉄道施設等に係る年度ごとの運行及び収支の実績を、翌年度の知事が指定する日までに書面により知事に報告しなければならない。

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 第二条の規定による鉄道施設等の使用の許可に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

3 令和四年度及び令和五年度の使用料については、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年度における只見線（条例第二条に定める区間に限る。）の運行実績（東日本旅客鉄道株式会社による運行実績をいう。）に基づいて算定するものとする。

## 様式第1号 (第2条関係)

## 使用許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏 名

( 団体にあつては、その名称及び  
所在地並びに代表者の氏名 )

電話番号

下記のとおり鉄道施設等を使用したいので申請します。

## 記

対 象 区 間	から	まで
対 象 財 産		
対 象 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
使 用 目 的		
摘 要		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

注2 必要に応じて関係書類を添付すること。

## 様式第2号（第2条関係）

## 使用許可通知書

年 月 日

様

福 島 県 知 事

年 月 日付けで申請のあった鉄道施設等の使用については、下記のとおり許可したので通知します。

## 記

対 象 区 間	から	まで
対 象 財 産		
対 象 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
摘 要		

## (教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号 (第3条関係)

使用料決定通知書

年 月 日

様

福 島 県 知 事

年 月 日付けで許可した鉄道施設等の使用については、下記のとおり使用料を決定したので通知します。

記

対 象 区 間	から	まで
対 象 財 産		
対 象 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
使用料対象期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
使 用 料	円	
摘 要		

## 様式第4号 (第4条関係)

## 使用料減免申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏 名

( 団体にあつては、その名称及び  
所在地並びに代表者の氏名 )

電話番号

下記の理由により鉄道施設等の使用料を免除してください。

## 記

対象区間	から	まで
対象財産		
使用料		円
減免額		円
減免後使用料		円
減免の理由		
摘要		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

注2 必要に応じて関係書類を添付すること。

## 様式第5号 (第4条関係)

## 使用料減免決定通知書

年 月 日

様

福 島 県 知 事

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

対象区間	から	まで
対象財産		
使用料		円
減免額		円
減免後使用料		円
減免の理由		
摘要		

福島県規則第四十二号

福島県鉄道施設条例の施行期日を定める規則

福島県鉄道施設条例（令和四年福島県条例第八号）の施行期日は、令和四年十月一日とする。

（生活交通課只見線再開準備室）

（生活交通課只見線再開準備室）

訓令

福島県訓令第十六号

本庁機関  
出先機関

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境創造センター環境放射線センター所長」を「環境創造センター環境放射線センター所長 只見線管理事務所長」に改める。

附則

この訓令は、令和四年八月一日から施行する。

（人事課）

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を

次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中「環境創造センター福島支所長」を「環

只見線管理事務所長

境創造センター福島支所長 只見線管理事務所長」に改める。

附則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第十二条第一項中「地方振興局」の下に「只見線管理事務所」を加える。

附則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

（採用給与課）